平成３０年（フ）第５２号
横浜市旭区今宿１丁目42番13号　クレスト二俣川103
債務者　瀧　　泰昌
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４３号
横浜市保土ケ谷区西谷町947番地　マリンコートＡ一201号
債務者　北尾　和昌
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４４号
横浜市保土ケ谷区西谷町947番地　マリンコートＡ一201号
債務者　北尾　弘美
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８９号
横浜市青葉区鴨志田町512番地　市営鴨志田住宅１棟101号
債務者　春井　俊一
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１２号
神奈川県鎌倉市小町３丁目２番26号　ドミールＫ＃102
債務者　武田　純子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４２号
東京都東久留米市東本町５番20号東久留米ガーデンハウス605号
債務者　米田　和弘
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１５３号
東京都福生市志茂175番地１ファミーユ村野105号室
債務者　菊池　京子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２号
栃木県佐野市船越町2051番地９
債務者　相原登美広
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第７号
栃木県佐野市小中町952番地
債務者　石井　重子
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第９４号
神奈川県藤沢市藤沢４丁目７番26号　グリーンハイツ202
債務者　岡本　砂織
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９７号
横浜市南区清水ケ丘209番地　鳥海荘１Ｆ
債務者　松本　裕次
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０２号
神奈川県藤沢市石川１丁目22番地の３　エステ・スクエア湘南台壱番館510
債務者　松山　祐司
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０３号
横浜市南区真金町２丁目16番地４　メイツ伊勢佐木長者町110号室
債務者　金子　裕吾
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４３２号
東京都日野市南平１丁目27番地の18
債務者　大橋　秀人
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部